

おかげさまで 開業13周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2021年9月号

昨年より延期されていた東京オリンピック・パラリンピックはメダルラッシュで盛り上がり、無事に閉幕しましたね。開催について賛否両論がありましたが、選手たちはコロナ禍で疲弊した社会に元気と勇気を与えてくれたのではないかと思います。

新型コロナワクチンの接種が進んでいますね。私も今月中旬に2回目の接種をします。1回目の接種時には少し接種箇所の筋肉に違和感があった程度の副反応でしたので、2回目も大きな副反応がないことを祈るばかりです。一応、接種日当日と翌日は外出せずに事務所作業の予定です。

体調を整えて、下半期も無事に乗り切れるように、しっかりと準備をしていきましょう。

9月のトピックス

- ・ 地域別最低賃金の引き上げについて
- ・ フリーランスの保護について
- ・ 休校時の助成金の見直しについて

地域別最低賃金の引き上げについて

厚生労働省は、都道府県の最低賃金（時給）の改定額を発表しました。改定後の全国平均は、昨年より28円増の930円。昨年はコロナ禍の影響で据え置きか最大3円増にとどまっていたことが、今年は過去最大の引上げ幅となりました。新最低賃金は10月上旬より適用されます。引上げ後の最高額は東京都の1,041円。最低額は高知県などの820円で、初めて全都道府県で800円を超えました。

フリーランス保護について

政府は、新型コロナウイルス禍でフリーランスの収入源が減っている中で、口約束の仕事を一方的にキャンセルされるなどのトラブルが相次いでいることから、フリーランスで働く人の法的保護を強化するため、業務発注時に契約書面の作成を義務付ける事業者の対象を拡大する方針を固めました。

休校時の助成金の見直しについて

厚生労働省は、コロナ禍による休校で仕事を休まざるを得なくなった家計を支援するため、保護者個人でも申請できる助成金制度を整備する方針を示しました。既存の保護者支援を目的とする「両立支援等助成金」は会社が申請する仕組みで使われにくく、見直しが求められていました。新制度の助成額や対象期間などの詳細は今後調整されていきます。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL : jibiki@jibiro.info

URL : <http://jibiro.info/>

TEL/FAX : 042-343-1363

移動オフィス : 090-2907-3545